

松本市男女共同参画推進委員会の主な活動内容

1 設置根拠

松本市男女共同参画推進条例 第15条

「男女共同参画の推進に関する必要な事項について審議等をするため、松本市男女共同参画推進委員会を設置する。」

2 審議及び協議内容

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る諸問題の把握と本市における必要な施策の策定に関する事
- (2) 松本市ジェンダー平等センターの運営に関する事
- (3) 上記(1)(2)に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事

3 委員会の構成

委員20人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が任命します。

4 松本市男女共同参画推進委員会の開催予定 年2～3回開催

5 令和7年度の予定

(1) 第1回松本市男女共同参画推進委員会

日時 令和7年7月頃（平日昼間）

会場 Mウイング

内容 令和6年度男女共同参画事業の報告、令和7年度事業計画
第5次松本市男女共同参画計画 各事業の取組み状況 他

(2) 第2回松本市男女共同参画推進委員会

日時 令和8年2月頃（平日昼間）

会場 Mウイング

内容 未定